

# 第1章 総則

## 第1項 計画策定の主旨

私たちの生活や社会経済活動は、地球温暖化や資源の枯渇など、人類の生存基盤に関わる深刻な影響を及ぼしてきました。そのため、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムからの脱却に向けて、様々な取組を進めてきました。

国際社会においては、平成27年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットにて採択され、持続可能な世界を実現するための世界全体目標である17のゴールと169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

我が国では、SDGsの考え方を踏まえ、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、関連する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

茨城県では「第5次茨城県廃棄物処理計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標の共有や連携を図りながら、それぞれの立場における廃棄物の3Rや適正処理の取組を推進して、持続可能な循環型社会の形成を目指していくこととしています。

こうした状況の中、常総市（以下「本市」という。）は常総地方広域市町村圏事務組合及び下妻地方広域事務組合（以下「組合」という。）で策定された「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」により、循環型社会を目指してきました。同計画においては、「循環型社会」の構築、焼却残渣の有効利用、ごみの発生・排出抑制、ごみの資源化などに取り組んでいます。

常総市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）の策定は、本市における「循環型社会」の形成に向け、廃棄物行政に係る様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・行政が一体となり、更なるごみの減量・再資源化、適正処理・処分を推進するとともに、生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図ることを目的に策定するものです。

## 第2項 計画目標年度の設定

計画期間は計画策定時より10年間とし、令和4年度を初年度、令和13年度を目標年度とします。計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。なお、中間目標年度を5年後の令和9年度とします。



図1-1 計画の期間

### 第3項 計画対象区域

本計画の対象地域は本市全域とします。

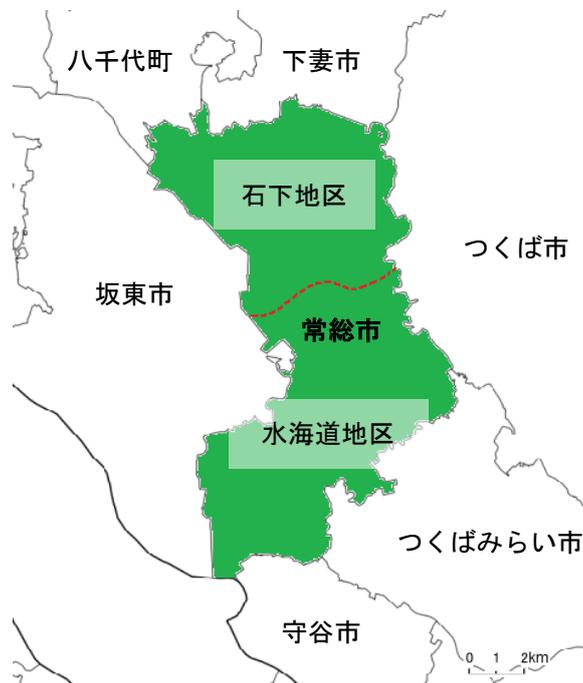


図 1-2 本市の位置

### 第4項 本計画の範囲

本計画の対象は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物を対象とします。

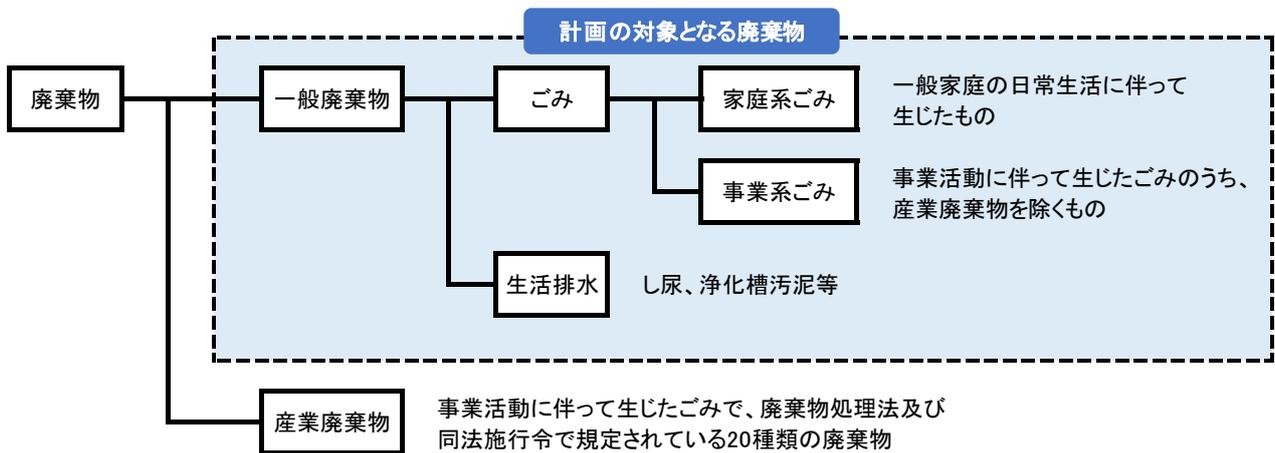


図 1-3 計画の範囲

## 第5項 本計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、関係する計画等との整合を図ったうえで、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

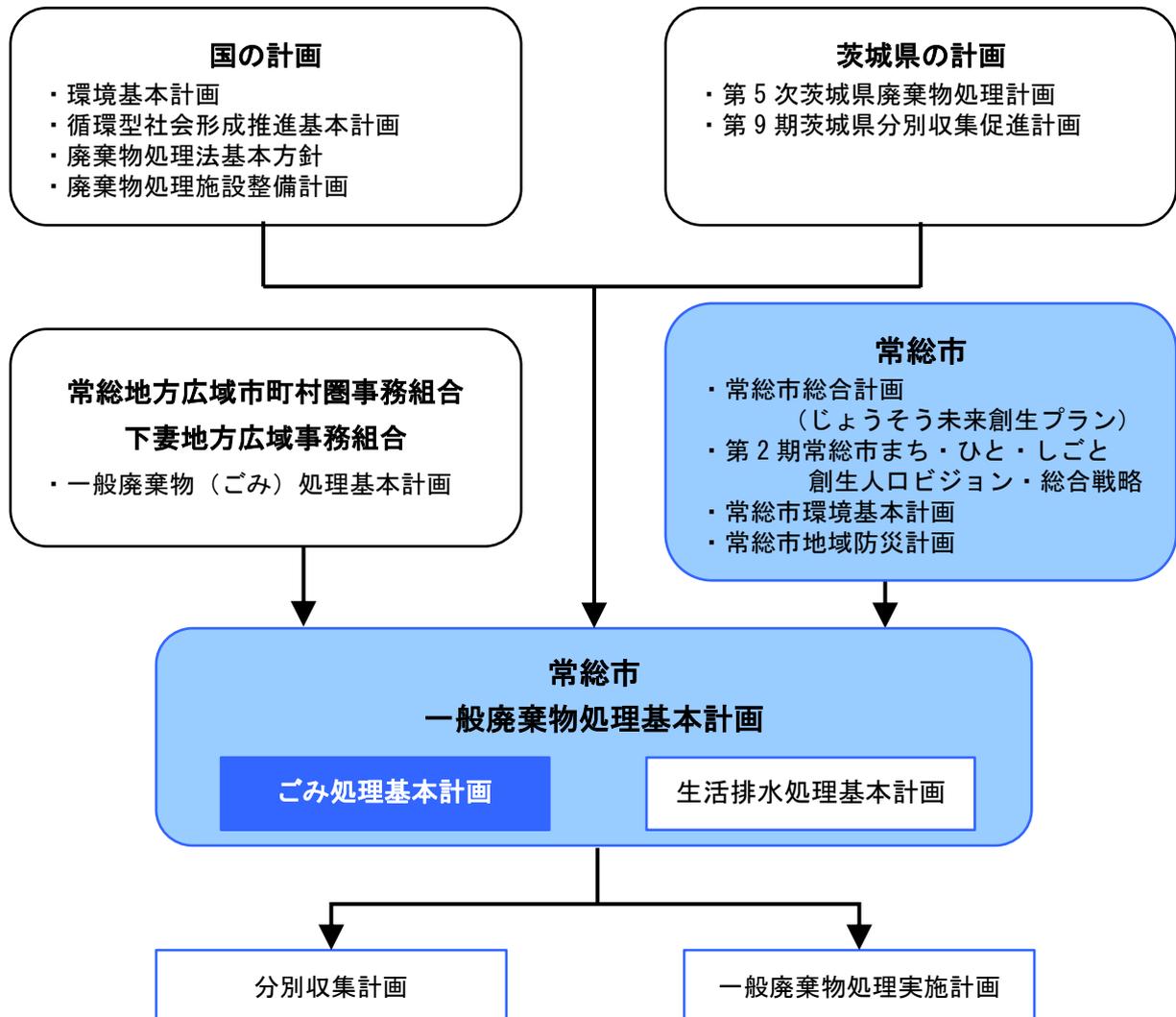


図1-4 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

## 第6項 関係法令

循環型社会の構築に向けた法体系を以下に示します。



図 1-5 一般廃棄物処理基本計画と上位計画等の関係

## 第7項 計画の進行管理

本計画の実効性を確保していくためには、計画の適切な進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、さらにそれを次の取り組みに反映させる仕組みが重要です。

そこで、本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、『計画：Plan』、『実行：Do』、『点検・評価：Check』、『見直し：Action』という手順によるPDCAサイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。

このサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、点検・評価の結果や社会情勢の変化、本市の環境に大きな変化が生じた場合等には、関係機関と協議の上、計画全体の見直しも行います。

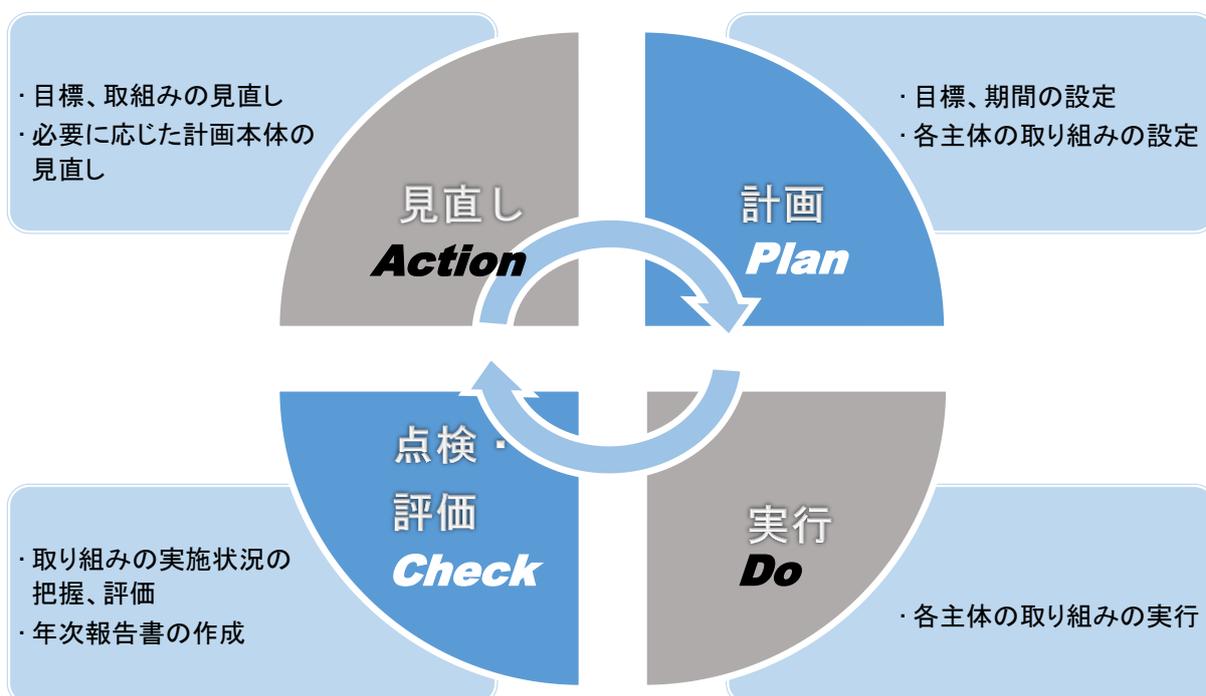


図 1-6 PDCA サイクル